

記 録

文書番号	S C J 第 26 期 080819-26360100-044
委員会等名	日本学術会議法学委員会「グローバル化と法」分科会
標題	日本学術会議法学委員会 「グローバル化と法」分科会第 27 期への申送り
作成日	令和 8 年（2026 年）8 月 19 日

※ 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

この記録は、日本学術会議法学委員会「グローバル化と法」分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議法学委員会「グローバル化と法」分科会

委員長	河野 真理子	(連携会員)	早稲田大学法学学術院教授
副委員長	竹村 仁美	(連携会員)	一橋大学大学院法学研究科教授
	江島 晶子	(第一部会員)	明治大学法学部教授
	川嶋 四郎	(第一部会員)	同志社大学法学部法律学科教授
	浅田 正彦	(連携会員)	同志社大学法学部教授
	浅野 有紀	(連携会員)	同志社大学大学院司法研究科教授
	阿部 克則	(連携会員)	学習院大学法学部教授
	安部 圭介	(連携会員)	早稲田大学法学学術院教授
	岩澤 雄司	(連携会員)	国際司法裁判所裁判官
	片山 直也	(連携会員)	武蔵野大学法学部長／法学研究科長／教授
	金山 直樹	(連携会員)	慶應義塾大学法科大学院名誉教授
	棚澤 能生	(連携会員)	早稲田大学法学部教授
	笹倉 香奈	(連携会員)	甲南大学法学部教授
	佐藤 義明	(連携会員)	成蹊大学法学部教授
	高橋 均	(連携会員)	獨協大学法学部教授
	瀧川 裕英	(連携会員)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	中谷 和弘	(連携会員)	東海大学法学部教授
	濱 真一郎	(連携会員)	同志社大学法学部法律学科教授
	早川 眞一郎	(連携会員)	専修大学法科大学院教授
	林 秀弥	(連携会員)	名古屋大学大学院法学研究科教授
	林 貴美	(連携会員)	同志社大学法学部教授
	平山 幹子	(連携会員)	関西学院大学法学部法律学科教授
	横溝 大	(連携会員)	名古屋大学大学院法学研究科教授
	高山 佳奈子	(連携会員(特任))	京都大学大学院法学研究科教授

1. 問題意識

第二次世界大戦後の国際社会では、国連等の国際組織が多数設立され、普遍主義に基づく国際制度の構築が加速化されてきた。80 年余りにわたる普遍主義的な国際制度や条約の実行を経て、グローバリゼーションには光と影があることが明らかになってきている。特に 2000 年代以降、グローバリゼーションの影の部分が各国の自国第一主義や地域主義への支持をもたらしており、ポピュリズムの台頭とあいまって、国際関係を不安定化させ、国際法及び国際的な制度への反発や挑戦の試みが見られるようになってきている。また、グローバルサウスの諸国を中心として、欧州的な価値が普遍主義的に受け入れられ得るとの立場への反発や挑戦の試みも生まれていることも無視できない。さらに、一部の国で自国第一主義や権威主義が台頭する中、国際法及び法の支配が無視又は軽視され、国際法上正当化できない力による現状変更や武力行使に訴える事例が見られるようになってきている。

「グローバル化と法」分科会は、国際法だけでなく国内法の多様な分野を専攻する専門家によって構成されており、上記のような国際社会の動きについて、国際法と国内法の両方の側面から「法の支配」の意義を議論するために最適の場であると考えられる。また、第二次世界大戦後、「法の支配」を重視してきた日本が、法律学の視点から国際社会の現状についてどのような発信をすべきなのかを検討すべきである。このような認識の下、第 27 期の活動に向けて、第 26 期からの申送りを「記録」として取りまとめることとした。なお、国際関係を扱う分科会の重要性の認識が共有されるとともに、第 27 期において分科会の名称を再検討すべきとの意見も出された。また、本記録の記述は第 27 期の活動を拘束するものではないことをここに明記する。

2. 総論

(1) 国際法及び法の支配への反発や挑戦の試み

2022 年 2 月からのロシアによるウクライナの侵略、2026 年 1 月の米国による軍事力を用いてのヴェネズエラの大統領の逮捕、同年 2 月からの米国とイスラエルのイランに対する攻撃まで、武力行使や力による現状の変更の事例が続いている。これらの事例が国連安全保障理事会の常任理事国によるものであり、国連の制度が有効に機能していないこともあいまって、執行機関が欠如する国際法の実効性、及び法の支配の意義が問われるようになってきている。

武力の行使や力による現状変更とそれに伴う国際法の無視又は軽視は国際社会におけるグローバル化と直接には関係しない。しかし、この現象は現在の国際社会の根底をなす問題であり、本分科会の会員全体で問題意識を共有すべきである。また、各国による武力の行使については、各国の国内法上適正な手続を経た判断に基づくものかという問題と、国際法上正当化できる根拠があるのかという問題の両方を検証する必要がある、国際法と国内法の両方の視点からの検討が必要であるといえよう。

(2) 法整備支援

「グローバル化と法」分科会の課題のすべてに関連する第 2 の論点として、法整備支援

がある。アジアやアフリカの発展途上国への法整備支援は、受入れ国における法の支配の実現のために重要な意味を持つと認識されており、これにより支援を受けた国の国内法の整備が進んだことは事実である。日本においては、法整備支援が「司法外交として」一定の成果を遂げ、発展途上国の法制度が一定程度整備された現在の視点から、これまでの法整備支援の成果と今後の課題を検討すべきである。真の意味での実効性を持つ法整備支援のあり方について、改めて考察すべきである。

（３）国際社会の新たな問題や新技術への対応

1972年のストックホルム人間環境宣言以降、国際環境法は大きな発展を遂げ、特に国際社会全体の課題としての地球環境問題が論じられるようになったことは、環境問題のグローバル化をもたらしたといえよう。この分野では、国際社会全体の共通利益としての地球環境の保護及び保全のための国際的な共通の規則の必要性が論じられるものの、先進国と発展途上国のそれぞれの義務の内容の差異化や世代間の衡平に関する問題が取り上げられるようになっている。地球環境の保護及び保全に関する問題も統一的な国際法規則が求められるとともに、その実施は国内法制度に委ねられるという側面があり、国際法と国内法の両方の側面からの議論が必要となっている。

地球環境問題とは性質が異なるものの、近年のデジタル技術や AI 技術の急速な発達も国際法と国内法の両方の側面からの議論が必要であるとの認識が共有され、科学技術の新たな発展への法的対応も今後の重要な課題であることを強調する必要がある。

3. 各論

（１）経済関係

第二次世界大戦後の経済関係の分野での国際法及び国際的な制度は、経済活動の自由化の保護及び促進を基礎としてきたが、各国で顕著になっている自国第一主義の台頭により、経済活動の自由化には深刻な反発が生じている。また、関税のような経済政策上の措置が他国への圧力の手段として用いられるようになり、自由な経済活動に重大な影響が生じている。経済活動の自由化の保護及び促進は世界経済の発展に重要な役割を果たすものであり、これを支持してきた日本が今後の国際社会にどのような方針と施策を示していくかは、国際社会における日本の地位を維持・強化していくためにも不可欠である。

国際経済関係に大きな影響を与えるようになった別の要因として、デジタル技術の急速な発展と AI の革新的な普及を指摘することができる。これらは経済関係の基本的な枠組みや国家の安全保障概念に根本的な変革をもたらしており、法制度面での対応が喫緊の課題となっている。そのような視点から、以下の２つの論点について国際法と国内法の両面からの議論が必要である。

① グローバリゼーションの結果

第二次世界大戦後の国際的な経済体制は、経済関係の自由化に基礎を置いてきた。貿易の自由化だけでなく、ヒトや資金、技術の流通の自由化にまで及ぶこの流れは、世界経済

全体の発展に自由化が有効に寄与するとの認識に支えられてきた。この立場それ自体は否定されるべきものではない。しかし、そうした経済関係の自由化は国際競争の激化をもたらし、グローバリゼーションの影の問題として、格差の拡大や伝統産業と文化の消失が指摘されるようになっている。

② 経済安全保障の確保

国際関係が不安定化する中で、日本の社会で重要性が再認識されるようになっているのが、エネルギーや食糧等の経済安全保障である。シーレーンの確保も含め、この問題に関連する国際法と国内法の両面からの議論が必要となっている。

また、経済活動の自由化は各国の安全保障にも重大な影響を与えるようになっていることも重要な論点である。重要施設周辺や基本的なインフラに関連する不動産の外国人による取得は国家の安全保障に深刻な脅威となっている。さらに、デジタル技術の発達により、民用技術と軍事転用の境界があいまいになる中、優れた技術を有する会社を株式の取得により支配しようとする動きも見られる。安全保障概念が多様化する中、こうした国家の経済安全保障への脅威に対する法的な対応が必要となっている。ただし、経済安全保障のための国内法制度には、投資協定や経済連携協定等のような国際法制度との整合性が求められている。

（２）人の権利の保障

①人権保障

国連の設立以降、普遍的な人権保障制度の構築のための努力が行われてきた。そうした普遍的な制度と同時に、欧州、アフリカ、及び中南米では、地域的な人権条約制度が構築されている。アジアでは、ASEAN のように限定された地域での人権の保障に関する宣言やガイドラインが見られるようになっているが、法的拘束力のある文書は未だ策定されていない。さらにこの分野では、条約上の義務となっている人権の保障が国内法制度を通じて実現されることが一般的であり、国際法と国内法が連動して初めて、実効的な人権の保障が実現する。また、人権の保障にかかわる主体が国家だけでなく企業等にも拡大していることにも留意しなければならない。そうした検討においては、国際法上の人権保障制度だけでなく、国によって異なる人権保障のための国内法制度の意義や課題が改めて論じられなければならない。日本においては、国内人権機関の設立や個人通報制度の導入等の更なる検討が必要であるし、人権保障の分野での日本の国際貢献のあり方を国際法と国内法の両方の側面から検討する必要がある。

人権保障と関連して、武力紛争において遵守すべき人間の尊厳の保護に関する規範として国際人道法が存在する。科学技術の発展の結果 LAWS（自立型致死兵器システム）のような新たな兵器が生まれている中、国際人道法上の義務を遵守するための国内法整備と義務違反への対応のための国内的な制度構築が、国際法に照らして十分かどうかとも検討する必要がある。

②移民、国際的な人の移動

移民、及び国際的な人の移動に関する問題も国際法と国内法の密接な接点となる。従来の技能実習制度の廃止と新たな「育成就労制度」に関する 2024 年の法改正の施行のためには国際的な人権基準や労働基準との整合性を持つ国内法制度の再構築が求められており、国際社会から信頼される受け入れ態勢について法の支配の観点からの検討が不可欠である。

自国第一主義の台頭は、移動する個人の尊厳の法的保障のあり方にも影響を及ぼしている。安全保障や国境管理にかかわる国家の主権的権能の尊重と国際的に移動する個人の権利の尊重の調整のあり方を国際法と国内法の両面から多角的に議論し、日本からの発信に貢献すべきである。

（３）刑事法分野の国際的（超国家的）動向

1993 年の旧ユーゴスラビア国際刑事法廷と 1994 年のルワンダ国際刑事法廷の安全保障理事会決議による設立以降、国際的な刑事裁判手続の必要性が国際法において改めて認識され、1998 年の国際刑事裁判所（ICC）を設立するローマ規程の採択と 2002 年の発効につながった。2010 年のローマ規程の改正により、侵略犯罪についての管轄権の行使も可能となり、2018 年から侵略犯罪への管轄権の行使が実現し、4 つのすべてのコアクライムについての管轄権行使が可能となった。

活動開始以降、ICC には多くの事態が付託され、人道に対する犯罪、集団殺害犯罪、及び戦争犯罪についての判決が出されてきており、これらの犯罪行為に対する国際的な刑事手続としての機能を果たすようになっている。しかし、そのような実行が積み重なる中で、問題も生じている。ICC の刑事裁判手続に関する問題の例として、ICC に付託される事態の選択の公平性、ICC への容疑者の引渡しと他の国際法上の義務の整合性を挙げることができる。また、ロシアによるウクライナ侵略については、ICC が侵略犯罪についての管轄権を行使できないため、欧州評議会の主導でウクライナに対する侵略犯罪のための特別法廷が設立されるなど、ハイブリッドな法廷の機能との関係も重要となっている。さらに、被害者救済のための損害賠償制度等、移行期正義の実現のための制度にも留意しなければならない。ICC が国家の管轄権を補完する国際的な制度に過ぎないことから、刑事法の分野における国際法と国内法の対話はより重要性を増している。

さらに実体法の側面でも、戦争犯罪との関係で国際人道法の研究をより充実させていく必要がある。